

## 各種預金規定改定のお知らせ

2020年1月の新システムへの移行を踏まえ、下記のとおり各種預金規定を2020年1月5日（日）より改定いたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

※2019年12月25日(水)より、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のため、一部預金規定を改定いたします。改定内容は[こちら](#)で確認できます。

記

### 1 総合口座および流動性預金関連規定集

改定前	改定後
<b>普通預金規定</b>	<b>普通預金規定</b>
<b>7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</b> (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	<b>7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</b> (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。
<b>総合口座取引規定</b>	<b>総合口座取引規定</b>
<b>1.（総合口座取引）</b> (1) 次の各取引は、ごうぎん総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。 ①普通預金 ②期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金（大口定期）および変動金利型定期預金（以下これらを「定期預金」という。）	<b>1.（総合口座取引）</b> (1) 次の各取引は、ごうぎん総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。 ①普通預金 ②期日指定定期預金、スーパー定期預金（自由金利型定期預金M型）、大口定期（自由金利型定期預金）および変動金利型定期預金（以下これらを「定期預金」という。）
<b>10.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</b> (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	<b>10.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</b> (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。
<b>14.（解約等）</b>	<b>14.（解約等）</b> <u>(3) 総合口座の定期預金について、残高がないまま12か月経過した場合には、預金者に通知することなく当行はいつでも定期預金口座を解約することができるものとします。</u>
<b>貯蓄預金規定</b>	<b>貯蓄預金規定</b>
<b>8.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</b> (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	<b>8.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</b> (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

2 定期預金規定集

改定前	改定後
<b>共通規定</b>	<b>共通規定</b>
<p>3. (預金の解約、書替継続)</p>	<p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(5) <u>口座残高がないまま、12 か月経過した場合には、預金者に通知することなく当行はいつでも口座を解約することができるものとします。</u></p>
<p>4. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>	<p>4. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。</p>
<b>期日指定定期預金規定</b>	<b>期日指定定期預金規定</b>
<p>1. (預け入れの最低金額)</p> <p>この預金の預け入れは1口 100 円とします。通帳での預け入れの場合は、必ず通帳を持参ください。</p>	<p>1. (預け入れの最低金額)</p> <p>この預金の預け入れは1口 <u>1円</u>とします。通帳での預け入れの場合は、必ず通帳を持参ください。</p>
<p>2. (預金の支払時期等)</p> <p>(2) 満期日は、通帳または証書記載の据置期間(1年)の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。</p> <p>(3) 前項による満期日の指定がない場合は、通帳または証書記載の最長預入期限を満期日とします。</p> <p>(4) 第1項により定められた満期日から1か月間経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定がなかったものとします。</p>	<p>2. (預金の支払時期等)</p> <p>(2) <u>自動解約入金</u>の約定のある場合は、<u>通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金します。</u></p> <p>(3) 満期日は、通帳または証書記載の据置期間(1年)の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>
<p>3. (利息)</p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>① 6か月未満……………預入日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が<u>解約日の普通預金の利率</u>を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>① 6か月未満……………<u>解約日</u>における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%</p>

改定前	改定後
<p>×60%</p> <p>⑤2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%</p> <p>⑥2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%</p>	
	<p><b>4. (通帳・証書の効力)</b>  <u>上記2. (2)の満期日自動解約入金の方法により、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳の場合は通帳の当該受入れの記載は無効となります。また証書の場合は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p>
4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)	5. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
5. (規定等の変更)	6. (規定等の変更)
<b>自動継続期日指定定期預金規定</b>	<b>自動継続期日指定定期預金規定</b>
<p><b>1. (預け入れの最低金額)</b>  この預金の預け入れは1口100円とします。通帳での預け入れの場合は、必ず通帳を持参ください。</p>	<p><b>1. (預け入れの最低金額)</b>  この預金の預け入れは1口1円とします。通帳での預け入れの場合は、必ず通帳を持参ください。</p>
<p><b>3. (預金の支払時期等)</b>  この預金は、継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。  (1) 満期日は、通帳または証書記載の据置期間(1年)の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。</p>	<p><b>3. (預金の支払時期等)</b>  この預金は、継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。  (1) 満期日は、通帳または証書記載の据置期間(1年)の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。</p>
<p><b>4. (利 息)</b>  (5) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。  ①6か月未満……………預入日における普通預金の利率  ②6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%  ③1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50%  ④1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60%  ⑤2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%  ⑥2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%</p>	<p><b>4. (利 息)</b>  (5) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。  ①6か月未満……………<u>解約日</u>における普通預金の利率  ②6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%</p>

改定前	改定後
<b>自由金利型定期預金〈M型〉(スーパー定期スーパー定期300)規定〈単利型〉</b>	<b>スーパー定期預金(自由金利型定期預金M型)規定〈単利型〉</b>
<p><b>1. (対象預金)</b> この規定は自由金利型定期預金〈M型〉のうち、満期日を預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までとする複利型を除く預金に適用します。</p>	<p><b>1. (対象預金)</b> この規定はスーパー定期預金のうち、満期日を預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までとする複利型を除く預金に適用します。</p>
<p><b>2. (預金の支払い時期)</b> 自由金利型定期預金〈M型〉(以下「この預金」という。)は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p>	<p><b>2. (預金の支払い時期)</b> (1) <u>スーパー定期預金(以下「この預金」という。)</u>は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。 (2) <u>自動解約入金</u>の約定のある場合は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金します。</p>
<p><b>3. (利 息)</b> (2) 利息中間受取 預入日の2年後の応当日を満期日とした預金および預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした預金で、中間利息の受取りを希望された預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。 A. 現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。 B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 C. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にするこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。 ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。 (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以</p>	<p><b>3. (利 息)</b> (2) 利息中間受取 預入日の2年後の応当日を満期日とした預金および預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした預金で、中間利息の受取りを希望された預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。 なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「<u>スーパー定期預金2年</u>」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。 A. 現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。 B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 C. 定期預金とする場合には、中間利払日にその「<u>スーパー定期預金2年</u>」と満期日を同一にするこの預金(以下「<u>中間利息定期預金</u>」といいます。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。 ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。 (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以</p>

改定前	改定後
<p>下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①6か月未満……………預入日における普通預金の利率  ②6か月以上1年未満……約定利率×50%  ③1年以上3年未満……………約定利率×70%  ④3年以上5年未満……………約定利率×80%</p>	<p>下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が<u>解約日</u>の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①6か月未満……………<u>解約日</u>における普通預金の利率  ②6か月以上1年未満……約定利率×50%  ③1年以上3年未満……………約定利率×70%  ④3年以上5年未満……………約定利率×80%</p>
	<p><b>4. (通帳・証書の効力)</b>  <u>上記2. (2)の満期日自動解約入金の方法により、満期日に元利息をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳の場合は通帳の当該受入れの記載は無効となります。また証書の場合は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p>
<p><b>4. (中間利息定期預金)</b>  (2) 中間利息定期預金については、通帳の場合は連記式通帳により受入れた場合を除き通帳に記載しないこととし、また、証書の場合は預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。</p> <p>①中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。</p>	<p><b>5. (中間利息定期預金)</b>  (2) 中間利息定期預金については、通帳の場合は連記式通帳により受入れた場合を除き通帳に記載しないこととし、また、証書の場合は預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。</p> <p>①中間利息定期預金の印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。</p>
<p><b>5. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b></p>	<p><b>6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b></p>
<p><b>6. (規定等の変更)</b></p>	<p><b>7. (規定等の変更)</b></p>
<p><b>自動継続自由金利型定期預金〈M型〉(スーパー定期 スーパー定期300)規定〈単利型〉</b></p>	<p><b>自動継続スーパー定期預金(自由金利型定期預金M型)規定〈単利型〉</b></p>
<p><b>1. (自動継続)</b>  (1) 自動継続自由金利型定期預金〈M型〉(以下「この預金」という。)は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金〈M型〉に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p>	<p><b>1. (自動継続)</b>  (1) <u>スーパー定期預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</u></p>
<p><b>2. (利息)</b>  (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および通帳または証書記載の利率(継続後の預金については上記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって計算し、満期日</p>	<p><b>2. (利息)</b>  (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および通帳または証書記載の利率(継続後の預金については上記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって計算し、満期日</p>

改定前	改定後
<p>に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「<u>自動継続自由金利型2年定期預金〈M型〉</u>」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p>②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。</p> <p>(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。</p> <p>②自動継続自由金利型2年定期預金〈M型〉の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。</p> <p>A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。</p> <p>B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金〈M型〉と満期日を同一にする自由金利型定期預金〈M型〉（以下「<u>中間利息定期預金</u>」という。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金〈M型〉に継続します。</p> <p>(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「<u>期限前解約利息</u>」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金</p>	<p>に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「<u>自動継続スーパー定期預金2年</u>」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p>②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。</p> <p>(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。</p> <p>②自動継続スーパー定期預金2年の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。</p> <p>A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。</p> <p>B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその<u>自動継続スーパー定期預金2年</u>と満期日を同一にする<u>スーパー定期預金</u>（以下「<u>中間利息定期預金</u>」という。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して<u>自動継続スーパー定期預金2年</u>に継続します。</p> <p>(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「<u>期限前解約利息</u>」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が<u>解約日の普通預金</u></p>

改定前	改定後
<p>の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①6か月未満……………預入日における普通預金の利率</p> <p>②6か月以上1年未満…約定利率×50%</p> <p>③1年以上3年未満……約定利率×70%</p> <p>④3年以上5年未満……約定利率×80%</p>	<p>の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①6か月未満……………<u>解約日</u>における普通預金の利率</p> <p>②6か月以上1年未満…約定利率×50%</p> <p>③1年以上3年未満……約定利率×70%</p> <p>④3年以上5年未満……約定利率×80%</p>
<p><b>3. (中間利息定期預金)</b></p> <p>(2) 中間利息定期預金については、通帳の場合は連記式通帳により受入れた場合を除き通帳に記載しないこととし、また、証書の場合は預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。</p> <p>①中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。</p>	<p><b>3. (中間利息定期預金)</b></p> <p>(2) 中間利息定期預金については、通帳の場合は連記式通帳により受入れた場合を除き通帳に記載しないこととし、また、証書の場合は預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。</p> <p>①中間利息定期預金の印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。</p>
<p><b>自由金利型定期預金〈M型〉(スーパー定期 スーパー定期300) 規定 〈複利型〉</b></p>	<p><b>スーパー定期預金(自由金利型定期預金 M型) 規定 〈複利型〉</b></p>
<p><b>1. (預金の支払時期)</b></p> <p>この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p>	<p><b>1. (預金の支払時期)</b></p> <p><u>(1) この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。</u></p> <p><u>(2) 自動解約入金</u>の約定のある場合は、<u>通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金します。</u></p>
<p><b>2. (利息)</b></p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………預入日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%</p> <p>②預入日の4年後の応当日から、預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………預入日における普通預</p>	<p><b>2. (利息)</b></p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が<u>解約日</u>の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日</u>における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%</p> <p>②預入日の4年後の応当日から、預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……………<u>解約日</u>における普通預金</p>

改定前	改定後
<p>金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×80%</p> <p>G. 3年以上5年未満……約定利率×90%</p> <p>③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……預入日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×30%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×40%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×50%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×60%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×70%</p> <p>G. 3年以上4年未満……約定利率×80%</p> <p>H. 4年以上5年未満……約定利率×90%</p>	<p>の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×80%</p> <p>G. 3年以上5年未満……約定利率×90%</p> <p>③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……<u>解約日</u>における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×30%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×40%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×50%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×60%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×70%</p> <p>G. 3年以上4年未満……約定利率×80%</p> <p>H. 4年以上5年未満……約定利率×90%</p>
	<p><b>3. (通帳・証書の効力)</b></p> <p><u>上記1. (2)の満期日自動解約入金の方法により、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳の場合は通帳の当該受入れの記載は無効となります。また証書の場合は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p>
<b>3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b>	<b>4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b>
<b>4. (規定等の変更)</b>	<b>5. (規定等の変更)</b>
<b>自動継続自由金利型定期預金〈M型〉(スーパー定期 スーパー定期300)規定〈複利型〉</b>	<b>自動継続スーパー定期預金(自由金利型定期預金M型)規定〈複利型〉</b>
<p><b>1. (自動継続)</b></p> <p>(1) この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金〈M型〉に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p>	<p><b>1. (自動継続)</b></p> <p>(1) この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p>
<p><b>2. (利息)</b></p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数</p>	<p><b>2. (利息)</b></p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数</p>

改定前	改定後
<p>および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……預入日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上4年未満……約定利率×90%</p> <p>②預入日の4年後の応当日から、預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……預入日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×80%</p> <p>G. 3年以上5年未満……約定利率×90%</p> <p>③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……預入日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×30%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×40%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×50%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×60%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×70%</p> <p>G. 3年以上4年未満……約定利率×80%</p> <p>H. 4年以上5年未満……約定利率</p>	<p>および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……<u>解約日</u>における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上4年未満……約定利率×90%</p> <p>②預入日の4年後の応当日から、預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……<u>解約日</u>における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×80%</p> <p>G. 3年以上5年未満……約定利率×90%</p> <p>③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満……<u>解約日</u>における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×30%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満……約定利率×40%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満……約定利率×50%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満……約定利率×60%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満……約定利率×70%</p> <p>G. 3年以上4年未満……約定利率×80%</p> <p>H. 4年以上5年未満……約定利率</p>

改定前	改定後
×90%	×90%
<b>自由金利型定期預金（大口定期）規定</b>	<b>大口定期預金（自由金利型定期預金）規定</b>
<p><b>2.（利息）</b></p> <p>（3）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。なお、①、②の方法により計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち最も低い利率。</p> <p>A. 預入日における普通預金の利率  B. 約定利率×70%  C. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A. 約定利率×70%  B. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数</p>	<p><b>2.（利息）</b></p> <p>（3）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、<u>解約日における普通預金の利率。</u></p> <p>②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）のうち、いずれか<u>高い</u>利率。</p> <p>A. 約定利率×70%  B. <u>解約日における普通預金の利率</u></p>
<b>自動継続自由金利型定期預金（大口定期）規定</b>	<b>自動継続大口定期預金（自由金利型定期預金）規定</b>
<p><b>1.（自動継続）</b></p> <p>（1）この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p>	<p><b>1.（自動継続）</b></p> <p>（1）この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の大口定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p>
<p><b>2.（利息）</b></p> <p>（4）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」</p>	<p><b>2.（利息）</b></p> <p>（4）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」</p>

改定前	改定後
<p>といたします。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。なお、①、②の方法により計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち最も低い利率。</p> <p>A. 預入日における普通預金の利率 B. 約定利率×70% C. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p>②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A. 約定利率×70% B. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数</p>	<p>といたします。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、<u>解約日における普通預金の利率。</u></p> <p>②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。)のうち、いずれか<u>高い</u>利率。</p> <p>A. 約定利率×70% B. <u>解約日における普通預金の利率</u></p>
<b>変動金利定期預金規定〈複利型〉</b>	<b>変動金利定期預金規定〈複利型〉</b>
<p><b>1. (預金の支払時期)</b> この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p>	<p><b>1. (預金の支払時期)</b> <u>(1) この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。</u> <u>(2) 自動解約入金</u>の約定のある場合は、<u>通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金します。</u></p>
<p><b>3. (利息)</b> (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①6か月未満……預入日における普通預金の利率</p>	<p><b>3. (利息)</b> (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が<u>解約日</u>の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①6か月未満……<u>解約日</u>における普通預金の利率</p>

改定前	改定後
②6か月以上1年未満……………約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満……………約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満……………約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満……………約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%	②6か月以上1年未満……………約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満……………約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満……………約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満……………約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%
	<b>4. (通帳・証書の効力)</b> <u>上記1. (2)の満期日自動解約入金の方法により、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳の場合は通帳の当該受入れの記載は無効となります。また証書の場合は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u>
<b>4. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b>	<b>5. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b>
<b>5. (規定等の変更)</b>	<b>6. (規定等の変更)</b>
<b>自動継続変動金利定期預金規定〈複利型〉</b>	<b>自動継続変動金利定期預金規定〈複利型〉</b>
<b>3. (利息)</b> (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。 ①6か月未満……………預入日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満……………約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満……………約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満……………約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満……………約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%	<b>3. (利息)</b> (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が <u>解約日</u> の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。 ①6か月未満…………… <u>解約日</u> における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満……………約定利率×40% ③1年以上1年6か月未満……………約定利率×50% ④1年6か月以上2年未満……………約定利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満……………約定利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%
<b>金利優遇定期300規定</b>	<b>金利優遇定期300規定</b>
<b>1. 預金の受け入れ</b> (1) この預金は、期間1年の自由金利型定期預金(M型)〔単利型〕とします。	<b>1. 預金の受け入れ</b> (1) この預金は、期間1年の <u>スーパー定期預金(自由金利型定期預金M型)</u> 〔単利型〕とします。
<b>8. 規定の準用</b> この規定に定めのない事項については、定期預金規定集に記載の「共通規定」および「自由金利型定期預金〈M型〉(スーパー定期)規定〈単利型〉」により取扱います。	<b>8. 規定の準用</b> この規定に定めのない事項については、定期預金規定集に記載の「共通規定」および「 <u>スーパー定期預金(自由金利型定期預金M型)規定〈単利型〉</u> 」により取扱います。

3 フリー定期・プラン積立規定集

改定前	改定後
<b>フリー定期預金規定</b>	<b>フリー定期預金規定</b>
<p><b>1. 預金の預け入れ等</b></p> <p>(1) この預金は「積立ページ」と「自由ページ」の各預金をあわせて一つの口座として預け入れを受けるものです。</p> <p>(2) この預金の預け入れは、1回100円以上とします</p>	<p><b>1. 預金の預け入れ等</b></p> <p>(1) <u>この預金は「プラン積立定期預金通帳」の定期預金をあらかじめ指定された月日(以下「おまとめ日」という)に一定周期で一口にとりまとめて、「定期預金通帳」に新定期預金を作成するものです。</u></p> <p>(2) 「プラン積立定期預金通帳」の預け入れは、1回100円以上とします。</p>
<p><b>3. 口座振替による預け入れ</b></p> <p>(1) 「積立ページ」は、口座振替の方法により預け入れができます。この場合はあらかじめ当行所定の口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額、引落方法等は、口座振替依頼書記載の約定によります。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく口座振替を行いません。</p> <p>①引落指定口座の預金残高が振替金額に満たない場合。</p> <p>②この預金について老人等少額貯蓄非課税制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非課税限度額を超過する場合。</p> <p>③相続の開始、その他口座振替のできない相当の事由が生じた場合。</p> <p>(2) 振替日が銀行の休業日にあたる場合は、翌営業日を振替日とします。</p>	<p><b>3. 口座振替による預け入れ</b></p> <p>(1) 「<u>プラン積立定期預金通帳</u>」には、口座振替の方法により預け入れができます。この場合はあらかじめ当行所定の口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額、引落方法等は、口座振替依頼書記載の約定によります。ただし、振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく口座振替を行いません。</p> <p>①引落指定口座の預金残高が振替金額に満たない場合。</p> <p>②この預金について老人等少額貯蓄非課税制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非課税限度額を超過する場合。</p> <p>③相続の開始、その他口座振替のできない相当の事由が生じた場合。</p> <p>(2) 振替日が銀行の休業日にあたる場合は、翌営業日を振替日とします。<u>ただし、次回おまとめ日の1か月前の応当日が休日の場合、振替日は前営業日となります。</u></p>
<p><b>4. 「積立ページ」の預け入れ</b></p> <p>(1) この預金口座を開設するときに、満期日とすべき一定の月および日(以下「おまとめ日」という)を指定してください。なお、その場合初回おまとめ日は、初回預入日から6か月以上3年以内(法人名義は、6か月以上2年未満)で指定してください。</p> <p>(2) この預金口座を開設するときに、おまとめ日から次回おまとめ日までの期間(以下「おまとめサイクル」という)を指定してください。なお、おまとめサイクルは、6か月、1年、2年、3年(法人名義は、6か月、1年)のうちのをいずれかを指定してください。</p> <p>(3) 初回おまとめ日からおまとめサイクルの期間を経過した応当日を第2回のおまとめ日とし、第3回以降も同様とします。</p> <p>(4) 預入された預金は、その預入日から1か月以上経過後の最初に到来するおまとめ日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預かりします。ただし、預入日から預入日以降最初に到来するおまとめ日までの期間が1か月に満たない場合は次回おまとめ日を満期日とします。</p>	<p><b>4. 「<u>プラン積立定期預金通帳</u>」の預け入れ</b></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>

改定前	改定後
<p><b>5. おまとめ日の継続方法、対象</b> おまとめ日に満期となった「積立ページ」の定期預金は、元利金の合計額を元金とする1口の定期預金（以下「おまとめ定期」という）として「自由ページ」に自動的に継続します。 この場合、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定、自動継続期日指定定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</p>	<p><b>5. おまとめ日の継続方法、対象</b> おまとめ日に満期となった「<u>プラン積立定期預金通帳</u>」の定期預金は、元利金の合計額を元金とする1口の定期預金（以下「おまとめ定期」という）として「<u>定期預金通帳</u>」に自動的に継続します。 この場合、<u>自動継続スーパー定期預金規定</u>、自動継続期日指定定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</p>
<p><b>6. おまとめ定期の期間、種類</b> (2) おまとめ定期の種類は、おまとめ定期の期間に応じて次のとおりとします。 ①個人名義の場合 a. 1年、2年の場合 自動継続自由金利型定期預金（M型）に継続します。 b. 3年、4年、5年の場合 あらかじめ指定された自動継続自由金利型定期預金（M型）、自動継続期日指定定期預金、自動継続変動金利定期預金のいずれかに継続します。 ②法人名義の場合 自動継続自由金利型定期預金（M型）に継続します。</p>	<p><b>6. おまとめ定期の期間、種類</b> (2) おまとめ定期の種類は、おまとめ定期の期間に応じて次のとおりとします。 ①個人名義の場合 a. 1年、2年の場合 <u>自動継続スーパー定期預金</u>に継続します。 b. 3年、4年、5年の場合 あらかじめ指定された<u>自動継続スーパー定期預金</u>、自動継続期日指定定期預金、自動継続変動金利定期預金のいずれかに継続します。 ②法人名義の場合 <u>自動継続スーパー定期預金</u>に継続します。</p>
<p><b>7. 「自由ページ」の預け入れ</b> (1) 「自由ページ」の受け入れ対象預金は、自由金利型定期預金（M型）、自動継続自由金利型定期預金（M型）、期日指定定期預金、自動継続期日指定定期預金、自由金利型定期預金、自動継続自由金利型定期預金、変動金利定期預金、自動継続変動金利定期預金とします。 (2) 「自由ページ」には、前記5. によるおまとめ定期の他、直接預入された上記（1）の預金（以下、「個別定期」という）も預け入れができます。</p>	<p><b>7. 「定期預金通帳」の預け入れ</b> (1) 「<u>定期預金通帳</u>」の受け入れ対象預金は、<u>スーパー定期預金</u>、<u>自動継続スーパー定期預金</u>、期日指定定期預金、自動継続期日指定定期預金、自由金利型定期預金、自動継続自由金利型定期預金、変動金利定期預金、自動継続変動金利定期預金とします。 (2) 「<u>定期預金通帳</u>」には、前記5. によるおまとめ定期の他、直接預入された上記（1）の預金も預け入れができます。</p>
<p><b>8. 預金の支払い時期等</b> (1) 積立ページの預金の支払い時期 この預金は、継続停止の申し出があった場合に、おまとめ日以後に支払います。 (2) 自由ページの預金の支払い時期 この預金についての支払いは、前記7（1）の各定期預金の規定により支払います。</p>	<p><b>8. 預金の支払い時期等</b> (1) 「<u>プラン積立定期預金通帳</u>」の預金の支払い時期 この預金は、継続停止の申し出があった場合に、おまとめ日以後に支払います。 (2) 「<u>定期預金通帳</u>」の預金の支払い時期 この預金についての支払いは、前記7（1）の各定期預金の規定により支払います。</p>
<p><b>9. 利息</b> (5) 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、預入日（継続したときは最後の継続日）現在の当行所定の期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p><b>9. 利息</b> (5) 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、<u>解約日現在の当行所定の期日前解約利率</u>によって計算し、この預金とともに支払います。</p>
<p><b>11. 預金の解約、書替継続</b></p>	<p><b>11. 預金の解約、書替継続</b> (2) 「<u>プラン積立定期預金通帳</u>」の預金は、<u>解約する預金を指定せずに、残高の合計額の一部に</u></p>

改定前	改定後
<p>(2) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約金を受けるとについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</p> <p>(3) この預金口座は、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②預金者が第16条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) この預金口座は、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①預金者（本取引の名義人。取引名義人が法人の場合は当該法人の役員等を含む。以下</p>	<p>相当する金額を預金単位で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。</p> <p>①複数口の預金がある場合は、預入日から解約日までの期間が短いものから解約します。</p> <p>②前号で、解約日において既に満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約し、次に中途解約となる預金の順に解約します。</p> <p>③前号で、満期日が既に到来している預金に、条件が同一となる預金が複数存在する場合は、元金大きい預金を優先して解約します。また、中途解約となる預金に条件が同一となる預金が複数存在する場合は、預入順に、支払希望金額と金額が一致する預金を優先し、支払希望金額以上となるまで支払金額を加算します。</p> <p>(3) 第1項の解約の手續に加え、当該預金の解約金を受けるとについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>

改定前	改定後
<p>同じ。)および代理人が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者および代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または後記 A から E までのいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③預金者および代理人が、自らまたは第三者を利用して後記 A から E までのいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前記 A から D に準ずる行為</p>	<p>(6)「プラン積立定期預金通帳」に口座残高がないまま、12か月経過した場合には、預金者に通知することなく当行はいつでも口座を解約することができるものとします。</p>
<p><b>1 2. 通帳の効力</b></p> <p>「自由ページ」に預入された自動解約型定期預金で満期日にあらかじめ指定された預金口座に自動入金した後は、通帳の当該受け入れの記載は無効となります。</p>	<p><b>1 2. 通帳の効力</b></p> <p>「定期預金通帳」に預入された自動解約型定期預金で満期日にあらかじめ指定された預金口座に自動入金した後は、通帳の当該受け入れの記載は無効となります。</p>
<p><b>1 3. 届出事項の変更、通帳の再発行等</b></p> <p>(3) この通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>	<p><b>1 3. 届出事項の変更、通帳の再発行等</b></p> <p>(3) この通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。</p>

改定前	改定後
<b>プラン積立定期預金規定</b>	<b>プラン積立定期預金規定</b>
<p><b>1. 預金の預け入れ等</b></p> <p>(1) この預金は、あらかじめ指定された初回目標満期日に満期の到来した全ての預金を自動的に解約し、解約元利金合計額をあらかじめ指定された受取口座に自動入金します。</p> <p>また、あらかじめ指定された初回目標満期日から次回目標満期日までの期間（以下、「目標サイクル」という）により、以後同様に繰り返します。</p>	<p><b>1. 預金の預け入れ等</b></p> <p>(1) <u>この預金には次の3つのタイプがあり、満期日の解約元利金の入金方法がタイプごとに異なります。</u></p> <p>①おまとめ型  <u>あらかじめ指定された初回目標満期日（以下、「初回おまとめ日」という）に満期の到来したすべての預金を自動的に解約し、解約元利金合計額で、あらかじめ指定された周期（以下「まとめ周期」という）を預入期間とする新定期預金を作成し、同一口座に自動入金します。以後、まとめ周期により同様に繰り返します。</u></p> <p>②口座入金型  <u>あらかじめ指定された初回おまとめ日に満期の到来したすべての預金を自動的に解約し、解約元利金合計額を、あらかじめ指定された受取口座に自動入金します。以後、まとめ周期により同様に繰り返します。</u></p> <p>③満期解約型  <u>あらかじめ指定された満期日に、解約元利金合計額を、あらかじめ指定された受取口座に自動入金します。</u></p>
<p><b>3. 口座振替による預け入れ</b></p> <p>(2) 振替日が銀行の休業日にあたる場合は、翌営業日を振替日とします。</p>	<p><b>3. 口座振替による預け入れ</b></p> <p>(2) 振替日が銀行の休業日にあたる場合は、翌営業日を振替日とします。<u>ただし、次回おまとめ日（または満期日）の1か月前の応当日が休日の場合、振替日は前営業日となります。</u></p>
<p><b>4. 預け入れた預金の取扱い</b></p> <p>預入された預金は、その預入日から1か月以上経過後の最初に到来する目標満期日を満期とする自由金利型定期預金（M型）としてお預かりします。ただし、預入日から預入日以降最初に到来する目標満期日までの期間が1か月に満たない場合は次回目標満期日を満期とします。</p>	<p><b>4. 預け入れた預金の取扱い</b></p> <p>預入された預金は、その預入日からおまとめ日（または満期日）を満期とするスーパー定期預金としてお預かりします。ただし、「おまとめ型」または「満期解約型」で、預入日から預入日以降最初に到来するおまとめ日での期間が1か月に満たない場合は、次回おまとめ日を満期とします。</p>
<p><b>5. 満期日</b></p> <p>(1) この預金口座を開設するときに、各定期預金の満期日とすべき一定の月および日（以下「目標満期日」という）を指定してください。なお、その場合初回目標満期日は、初回預入日から6か月以上3年以内（法人名義は、6か月以上2年未満）で指定してください。</p> <p>(2) 初回目標満期日から目標サイクルの期間を経過した応当日を第2回目標満期日とし、第3回以降も同様とします。</p>	<p><b>5. 満期日</b></p> <p>(1) 「おまとめ型」および「口座入金型」</p> <p>①この預金口座を開設するときに、初回おまとめ日とまとめ周期を指定してください。</p> <p>②初回おまとめ日は、6か月以上3年以内で指定してください。初回おまとめ日を特に指定されない場合は契約日からまとめ周期の期間を経過した応当日を初回おまとめ日とします。</p> <p>③まとめ周期は、6か月、1年、2年、3年のうちのいずれかを指定してください。</p> <p>④初回おまとめ日からまとめ周期の期間を経過した応当日を第2回のおまとめ日とし、第3回以降も同様とします。</p> <p>(2) 「満期解約型」</p> <p>①この預金口座を開設するときに、積立期間を6か月以上5年以内、1か月単位で指定してください。</p>

改定前	改定後
<p>(3) 目標満期日の1か月前応当日の翌日からその目標満期日の前日までの間に預入される預金は、次回目標満期日を満期日としてお預かりします。</p> <p>(4) 初回目標満期日からの目標サイクルは、あらかじめ口座開設時に指定された次のいずれかの通帳記載の期間とします。</p> <p>①個人名義の場合 6か月、1年、2年、3年</p> <p>②法人名義の場合 6か月、1年</p>	<p><u>②満期日の1か月前の応当日を積立の期限日とします。</u></p>
<p><b>6. 自動入金</b> 目標満期日に満期となった預金をとりまとめてその元利金合計額をあらかじめ指定された当座預金、普通預金、貯蓄預金のいずれかに自動的に入金します。 この場合、自由金利型定期預金（M型）規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</p>	<p><b>6. 自動入金</b></p> <p><u>(1)「おまとめ型」</u> おまとめ日に満期となった定期預金の元利金を一つにとりまとめて、同一口座内に自動的に入金します。この定期預金の預入期間は、まとめ周期で指定した期間とします。以降、おまとめ日が同じ日となる定期預金を一つにとりまとめながら自動的に継続します。この場合、スーパー定期預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</p> <p><u>(2)「口座入金型」</u> おまとめ日に満期となった定期預金の元利金をあらかじめ指定された当座預金、普通預金、貯蓄預金のいずれかに自動的に入金します。この場合、スーパー定期預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</p> <p><u>(3)「満期解約型」</u> 満期日に定期預金を一括自動解約し、その元利金をあらかじめ指定された当座預金、普通預金、貯蓄預金のいずれかに自動的に入金します。この場合、スーパー定期預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。</p>
<p><b>9. 預金の解約、書替継続</b> (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名、押印して通帳とともに当店に提出してください。なお、当行が認めた場合（金額等に制限を設けています。）は、当店以外の当行本支店でも解約できます。</p>	<p><b>9. 預金の解約、書替継続</b></p> <p>(1) この預金を解約（ただし、満期解約型の満期日自動解約入金の場合を除きます。）するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名、押印して通帳とともに当店に提出してください。なお、当行が認めた場合（金額等に制限を設けています。）は、当店以外の当行本支店でも解約できます。</p> <p>(2) <u>この預金は、解約する預金を指定せずに、残高の合計額の一部に相当する金額を預金単位で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。</u></p> <p>①複数口の預金がある場合は、預入日から解約日までの期間が短いものから解約しま</p>

改定前	改定後
<p>(2) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約金を受けるとについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</p> <p>(3) この預金口座は、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②預金者が第13条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) この預金口座は、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①預金者（本取引の名義人。取引名義人が法人の場合は当該法人の役員等を含む。以下同じ。）および代理人が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者および代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企</p>	<p>す。</p> <p>②前号で、解約日において既に満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約し、次に中途解約となる預金の順に解約します。</p> <p>③前号で、満期日が既に到来している預金に、条件が同一となる預金が複数存在する場合は、元金が大きい預金を優先して解約します。また、中途解約となる預金に条件が同一となる預金が複数存在する場合は、預入順に、支払希望金額と金額が一致する預金を優先し、支払希望金額以上となるまで支払金額を加算します。</p> <p>(3) 第1項の解約の手續に加え、当該預金の解約金を受けるとについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>

改定前	改定後
<p>業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または後記AからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③預金者および代理人が、自らまたは第三者を利用して後記AからEまでのいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前記AからDに準ずる行為</p>	<p>(6) <u>口座残高がないまま、12か月経過した場合には、預金者に通知することなく当行はいつでも口座を解約することができるものとします。</u></p>
<p><b>10. 届出事項の変更、通帳の再発行等</b></p> <p>(3) この通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>	<p><b>10. 届出事項の変更、通帳の再発行等</b></p> <p>(3) この通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。</p>

#### 4 とうぎん財産形成預金規定集

改定前	改定後
財産形成期日指定定期預金規定	財産形成期日指定定期預金規定
<p><b>4. (預金の支払時期等)</b></p> <p>(2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部につ</p>	<p><b>4. (預金の支払時期等)</b></p> <p>(2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。</p>

改定前	改定後
いて満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください	
<p><b>5. (利息)</b></p> <p>(4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①6か月未満……………預入日における普通預金の利率</p> <p>②6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%</p> <p>③1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%</p> <p>④1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%</p> <p>⑤2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%</p> <p>⑥2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%</p>	<p><b>5. (利息)</b></p> <p>(4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①6か月未満……………<u>解約日</u>における普通預金の利率</p> <p>②6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%</p>
<p><b>7. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(2) この預金は、解約する預金を指定せずに、残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。</p> <p>①複数口の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。</p> <p>②前号で、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。</p> <p>③財産形成期日指定定期預金から財産形成スーパー定期預金へ移し替えた口座、またはその逆の場合で口座内に両方の預金がある場合は、預金種類にかかわらず預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。</p> <p>(3) 前項において、最後に解約することとなった預金は、次により解約します。</p> <p>①その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。</p> <p>②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。</p> <p>a. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。</p>	<p><b>7. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(2) この預金は、解約する預金を指定せずに、残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。</p> <p>①複数口の預金がある場合は、預入日から解約日までの<u>期間が長いもの</u>から解約します。</p> <p>②前号で、解約日においてすでに満期日が到来している預金を最優先に解約し、次に据置期間が経過した預金、中途解約となる預金の順に解約します。</p> <p>③満期日が到来している預金、または据置期間が経過した預金で、条件が同一となる預金が複数存在する場合は、<u>元金大きい預金を優先して解約します。</u></p> <p>④中途解約となる預金で条件が同一となる預金が複数存在する場合は、<u>預入順に、支払希望金額と金額が一致する預金を優先し、支払希望金額以上となるまで支払金額を加算します。</u></p> <p>(3) 前項において、最後に解約することとなった預金は、次により解約します。</p> <p>①その預金が据置期間中の場合は、<u>その預金全額。</u></p> <p>②その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。</p> <p>a. <u>その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合で、払戻後のその預金金額が、1万円未満の場合は、その預金全額。</u></p>

改定前	改定後
b. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合、その払戻請求額。	b. <u>その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合、払戻後のその預金金額が、1万円以上の場合、1万円。</u> c. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合、その払戻請求額。 <u>③その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。</u>
<b>10. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)</b> (2) この預金の契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	<b>10. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)</b> (2) この預金の契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。
財産形成スーパー定期預金規定	財産形成スーパー定期預金規定
<b>5. (利息)</b> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第三位以下は切捨てます。）によって半年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。 ①6か月未満……………預入日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満……………約定利率×30% ③1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% ④1年6か月以上2年未満……………約定利率×50% ⑤2年以上2年6か月未満……………約定利率×60% ⑥2年6か月以上3年未満……………約定利率×70% ⑦3年以上4年未満……………約定利率×80% ⑧4年以上5年未満……………約定利率×90%	<b>5. (利息)</b> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって半年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。 ①6か月未満…………… <u>解約日</u> における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満……………約定利率×30% ③1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% ④1年6か月以上2年未満……………約定利率×50% ⑤2年以上2年6か月未満……………約定利率×60% ⑥2年6か月以上3年未満……………約定利率×70% ⑦3年以上4年未満……………約定利率×80% ⑧4年以上5年未満……………約定利率×90%
<b>7. (預金の解約、書替継続)</b> (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額でかつ明細単位で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。 ①複数口の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。 ②前号で、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。 ③財産形成期日指定定期預金から財産形成スーパー定期預金へ移し替えた口座、また	<b>7. (預金の解約、書替継続)</b> (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額でかつ明細単位で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。 ①複数口の預金がある場合は、預入日から解約日までの <u>期間が短いもの</u> から解約します。 ②前号で、解約日において既に満期日が到来している預金がある場合は、 <u>その預金を優先して解約し、次に中途解約となる預金の順に解約します。</u> ③前号で、満期日が既に到来している預金

改定前	改定後
はその逆の場合で口座内に両方の預金がある場合は、預金種類にかかわらず預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。	<u>に、条件が同一となる預金が複数存在する場合は、元金大きい預金を優先して解約します。また、中途解約となる預金に条件が同一となる預金が複数存在する場合は、預入順に、支払希望金額と金額が一致する預金を優先し、支払希望金額以上となるまで支払金額を加算します。</u>
10. (届出事項の変更、契約の証の再発行等) (2) この預金の契約の証や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	10. (届出事項の変更、契約の証の再発行等) (2) この預金の契約の証や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。
財形年金預金規定	財形年金預金規定
2. (預金の種類、とりまとめ継続方法) (2) 前条による預金は、1 口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1 年未満のときは、1 口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金 (M 型) としてお預かりします。	2. (預金の種類、とりまとめ継続方法) (2) 前条による預金は、1 口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1 年未満のときは、1 口ごとに年金元金計算日を満期日とする <u>スーパー定期預金</u> としてお預かりします。
3. (分割、支払方法) (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5 年以上20 年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金 (M 型) の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。 ①年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額を元金として、年金元金計算日から3 か月ごとの応当日を満期日とする12 口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金 (M 型) (以下これらを「定期預金 (満期支払口)」という。) を作成します。ただし、自由金利型定期預金 (M 型) の預入期間は1 年未満とします。	3. (分割、支払方法) (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5 年以上20 年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と <u>スーパー定期預金</u> の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。 ①年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額を元金として、年金元金計算日から3 か月ごとの応当日を満期日とする12 口の期日指定定期預金または <u>スーパー定期預金</u> (以下これらを「定期預金 (満期支払口)」という。) を作成します。ただし、 <u>スーパー定期預金</u> の預入期間は1 年未満とします。
4. (利息) (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。 ①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合預入金額ごとにその預入日 (継続をしたときはその継続日) から満期日の前日までの日数について、預入日 (継続をしたときはその継続日) 現在における次の預入期間に応じた利率によって1 年複利の方法により計算します。 A 1 年以上2 年未満……………当行所定の「2 年未満」の利率 B 2 年以上……………当行所定の「2 年以上」の利率 ②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金 (M 型) の場合預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数に応じ、預入日における当行所定の利率によって計算します。	4. (利息) (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。 ①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合預入金額ごとにその預入日 (継続をしたときはその継続日) から満期日の前日までの日数について、預入日 (継続をしたときはその継続日) 現在における次の預入期間に応じた利率によって1 年複利の方法により計算します。 A 1 年以上2 年未満……………当行所定の「2 年未満」の利率 B 2 年以上……………当行所定の「2 年以上」の利率 ②預入金額ごとの預金が <u>スーパー定期預金</u> の場合預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数に応じ、預入日における当行所定の利率によって計算します。 ③前①②の利率は、当行所定の日にそれぞれ

改定前	改定後
<p>③前①②の利率は、当行所定の日それぞれ変更します。 この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日から適用します。</p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A 6か月未満……………預入日における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40% C 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50% D 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60% E 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70% F 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%</p> <p>②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。</p> <p>A 6か月未満……………預入日における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満……………上記（1）②の適用利率×50%</p>	<p>変更します。 この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日から適用します。</p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が<u>解約日</u>の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>A 6か月未満……………<u>解約日</u>における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40% C 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50% D 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60% E 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70% F 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%</p> <p>②預入金額ごとの預金が<u>スーパー定期預金</u>の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。</p> <p>A 6か月未満……………<u>解約日</u>における普通預金の利率 B 6か月以上1年未満……………上記（1）②の適用利率×50%</p>
<p><b>14.（届出事項の変更、契約の証の再発行等）</b> (2) この預金の契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>	<p><b>14.（届出事項の変更、契約の証の再発行等）</b> (2) この預金の契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。</p>
<b>財形住宅預金規定</b>	<b>財形住宅預金規定</b>
<p><b>4.（利息）</b> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期</p>	<p><b>4.（利息）</b> (4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期</p>

改定前	改定後
<p>間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>① 6か月未満……………預入日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%</p> <p>③ 6年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%</p>	<p>間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が<u>解約日</u>の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>① 6か月未満……………<u>解約日</u>における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%</p> <p>③ 6年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%</p>
<p><b>12. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)</b></p> <p>(2) この預金の契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p>	<p><b>12. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)</b></p> <p>(2) この預金の契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。</p>

## 5 積立定期預金規定

改定前	改定後
<p><b>1. (預入れの方法等)</b></p> <p>(2) この預金の預入れは1回100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳(ただし、通帳非発行の預金はこの限りではありません。)を持参してください。</p>	<p><b>1. (預入れの方法等)</b></p> <p>(2) この預金の預入れは1回100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。</p>
<p><b>4. (利息)</b></p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>① 6か月未満……………預入日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………約定利率×50%</p> <p>③ 1年以上3年未満……………約定利率×70%</p> <p>④ 3年以上5年未満……………約定利率×80%</p>	<p><b>4. (利息)</b></p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が<u>解約日</u>の普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率を下限とします。</p> <p>① 6か月未満……………<u>解約日</u>における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……………約定利率×50%</p> <p>③ 1年以上3年未満……………約定利率×70%</p> <p>④ 3年以上5年未満……………約定利率×80%</p>
<p><b>6. (預金の解約、書替継続)</b></p>	<p><b>6. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(5) <u>口座残高がないまま、12か月経過した場合</u>には、預金者に通知することなく当行はいつでも<u>口座を解約することができるものと</u>します。</p>
<p><b>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行</p>	<p><b>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行</p>

改定前	改定後
は、当行所定の手続きをした後に行います。 この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。	は、当行所定の手続きをした後に行います。

## 6 通知預金規定

改定前	改定後
<p><b>2. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、また証書の場合はこの証書と引換えに当店で返却します。</p>	<p><b>2. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p>
<p><b>3. (利息)</b></p> <p>(2) 通帳・証書には、預入日における当行所定の利率を記載します。</p> <p>(4) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について預入日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p><b>3. (利息)</b></p> <p>(2) 通帳には、預入日における当行所定の利率を記載します。</p> <p>(4) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>
<p><b>5. (預金の解約)</b></p> <p>(1) この預金を解約するときは、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、また証書の場合は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店へ提出してください。</p>	<p><b>5. (預金の解約)</b></p> <p>(1) この預金を解約するときは、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、当店へ提出してください。</p> <p><b>(5) <u>口座残高がないまま、12か月経過した場合</u>には、預金者に通知することなく当行はいつでも口座を解約することができるものとします。</b></p>
<p><b>6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(4) 通帳・証書を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。</p>	<p><b>6. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。</p> <p>(4) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。</p>
<p><b>7. (印鑑照合)</b></p> <p>払戻請求書・証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>なお、個人の預金者は、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な解約の額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p><b>7. (印鑑照合)</b></p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な解約の額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>
<p><b>8. (盗難通帳・証書による解約等)</b></p> <p>本条文は個人の預金者に対してのみ適用します。</p> <p>(1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な解約（以下、本条において「当該解約」</p>	<p><b>8. (盗難通帳による解約等)</b></p> <p>本条文は個人の預金者に対してのみ適用します。</p> <p>(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な解約（以下、本条において「当該解約」とい</p>

改定前	改定後
<p>という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該解約の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>①通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること</p> <p>②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること</p> <p>③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳・証書が盗取された日(通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な預金解約が最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。</p> <p>①当該解約が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p>A. 当該解約が預金者の重大な過失により行われたこと</p> <p>B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p>C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>②通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な解約を受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>う。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該解約の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること</p> <p>②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること</p> <p>③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金解約が最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。</p> <p>①当該解約が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p> <p>A. 当該解約が預金者の重大な過失により行われたこと</p> <p>B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p>C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p>②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> <p>(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な解約を受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>
<p><b>9. (譲渡、質入れの禁止)</b></p> <p>(1) この預金および通帳・証書は、譲渡または質入れすることはできません。</p>	<p><b>9. (譲渡、質入れの禁止)</b></p> <p>(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。</p>
<p><b>10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b></p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、また証書の場合は証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。</p>	<p><b>10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b></p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、直ちに当行に提出してください。</p> <p>ただし、この預金で担保される債務があり、</p>

改定前	改定後
ただし、この預金で担保される債務があり、それが預金者の当行に対する債務である場合には当該債務から、またそれが第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっている場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。	それが預金者の当行に対する債務である場合には当該債務から、またそれが第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっている場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

## 7 定期積金規定

改定前	改定後
<p><b>5. (給付補填金等の計算)</b></p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>①この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>②当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③上記①、②の期間に応じた計算は次のとおりとします。この場合の計算の単位は1円とします。ただし、B、Cの利率が預入日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。</p> <p>A. 初回払込日からの期間が6か月未満のもの……預入日の普通預金利率</p> <p>B. 初回払込日からの期間が6か月以上1年未満のもの……通帳記載の利回り×50%</p> <p>C. 初回払込日からの期間が1年以上のもの……通帳記載の利回り×70%</p>	<p><b>5. (給付補填金等の計算)</b></p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>①この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>②当行がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③上記①、②の期間に応じた計算は次のとおりとします。この場合の計算の単位は1円とします。ただし、B、Cの利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金利率とします。</p> <p>A. 初回払込日からの期間が6か月未満のもの……解約日の普通預金利率</p> <p>B. 初回払込日からの期間が6か月以上1年未満のもの……通帳記載の利回り×50%</p> <p>C. 初回払込日からの期間が1年以上のもの……通帳記載の利回り×70%</p>
<p><b>10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(3) この通帳または印章を失った場合の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(4) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手料をいただきます。</p>	<p><b>10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(3) この通帳または印章を失った場合の給付契約金等の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。</p> <p>(4) <u>この通帳の再発行はできません。</u></p>

## 8 納税準備預金規定

改定前	改定後
<p><b>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(3) この通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは預金口座の解約、または、印章を失った場合の預金の払戻しは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>	<p><b>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(3) この通帳を失った場合の通帳の再発行もしくは預金口座の解約、または、印章を失った場合の預金の払戻しは、当行所定の手続をした後に行います。</p>

## 9 譲渡性預金規定

改定前	改定後
<p>7. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>	<p>7. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。</p>

#### 10 外貨預金（普通預金）規定

改定前	改定後
<p>1 2. (届出事項の変更等)</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人をもとめることがあります。</p>	<p>1 2. (届出事項の変更等)</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続をした後に行います。</p>

#### 11 外貨預金（定期預金）規定

改定前	改定後
<b>共通規定</b>	<b>共通規定</b>
<p>9. (届出事項の変更等)</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人をもとめることがあります。</p>	<p>9. (届出事項の変更等)</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。</p>
<b>ごうぎんオープン外貨定期預金（満期解約型）取引規定</b>	<b>ごうぎんオープン外貨定期預金（期日指定型）取引規定</b>
<p>4. 預金の解約、書換継続</p>	<p>4. 預金の解約、書換継続</p> <p>(6) 残高がないまま3か月経過した場合には、預金者に通知することなく当行はいつでも外貨定期預金口座を解約することができるものとします。</p>
<b>ごうぎんオープン外貨定期預金（元利継続型）取引規定</b>	<b>ごうぎんオープン外貨定期預金（元利継続型）取引規定</b>
<p>4. 預金の解約、書換継続</p>	<p>4. 預金の解約、書換継続</p> <p>(6) 残高がないまま3か月経過した場合には、預金者に通知することなく当行はいつでも外貨定期預金口座を解約することができるものとします。</p>
<b>ごうぎんオープン外貨定期預金（元金継続型）取引規定</b>	<b>ごうぎんオープン外貨定期預金（元金継続型）取引規定</b>
<p>4. 預金の解約、書換継続</p>	<p>4. 預金の解約、書換継続</p> <p>(6) 残高がないまま3か月経過した場合には、預金者に通知することなく当行はいつでも外貨定期預金口座を解約することができるものとします。</p>

12 ごうぎん為替特約付外貨定期預金規定

改定前	改定後
<p>9. 満期日前の特約</p>	<p>9. 満期日前等の特約</p> <p>(7) 残高がないまま3か月経過した場合には、預金者に通知することなく当行はいつでも外貨定期預金口座を解約することができるものとします。</p>
<p>12. (届出事項の変更等)</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人をもとめることがあります。</p>	<p>12. (届出事項の変更等)</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。</p>

13 非居住者円普通預金規定

改定前	改定後
<p>7. (届出事項の変更等)</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p>	<p>7. (届出事項の変更等)</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続きをした後に行います。</p>